

## 第6章 野火止用水の保存（保存管理）

### 1 保存の方向性

史跡野火止用水の本質的価値を確実に保存し、顕在化させていくために、史跡の保存に関する地区区分を周辺の景観と合わせて行い、適切な維持管理・保存方法を示し、課題を解決する必要がある。

また、区分した地区ごとに史跡へ影響を及ぼす行為として、現状変更等の具体的な取扱基準を定めるとともに、指定範囲外の用水跡や野火止用水が育んだ歴史的な景観についても、包括的な保存管理区分を設定した上で、保存のための措置に、計画的に取り組んでいくことが求められる。

さらに、地域と行政が一体となって保存してきた活動を継承し、活用にも協働で取り組むことで、恒久的な保存が果たされると考える。

### 2 保存管理の方法

#### (1) 史跡指定範囲とその周辺の地区区分と取扱方針

史跡指定範囲（A・B・C地区）、今後保護を要する範囲（D地区）、周知の埋蔵文化財包蔵地（E地区）、景観の保存が望ましい範囲（F地区）、史跡の活用を促進する範囲（G地区）に区分し、それぞれの地区ごとに取扱方針を示す。

表9：地区区分の概要と基本方針

史跡	区分	概要	基本方針
内	A	用水の原形をよくとどめている区間	原則として、用水の現状変更を認めない
	B	用水の原形を比較的とどめている区間	公共性が特に強いと考えられる現状変更のみ認める
	C	住民生活に用水の及ぼす影響が強く、用水の保存状態が良好ではない区間	公共事業や住民の生活の利便性を維持するものについて現状変更を認める
外	D	水路跡が築堤等で遺存している区域	将来的な史跡の追加指定と公有化を推進する必要がある
	E	水路跡の遺存が定かでないものの、過去に水路が存在していた区域	周知の埋蔵文化財包蔵地として、試掘調査によって水路跡の所在を確認する
	F	史跡周辺に歴史的な景観が残っている区域	史跡周辺に存在する良好な景観を維持する
	G	現代に分水を新設した区域	史跡の理解を促進するために活用する

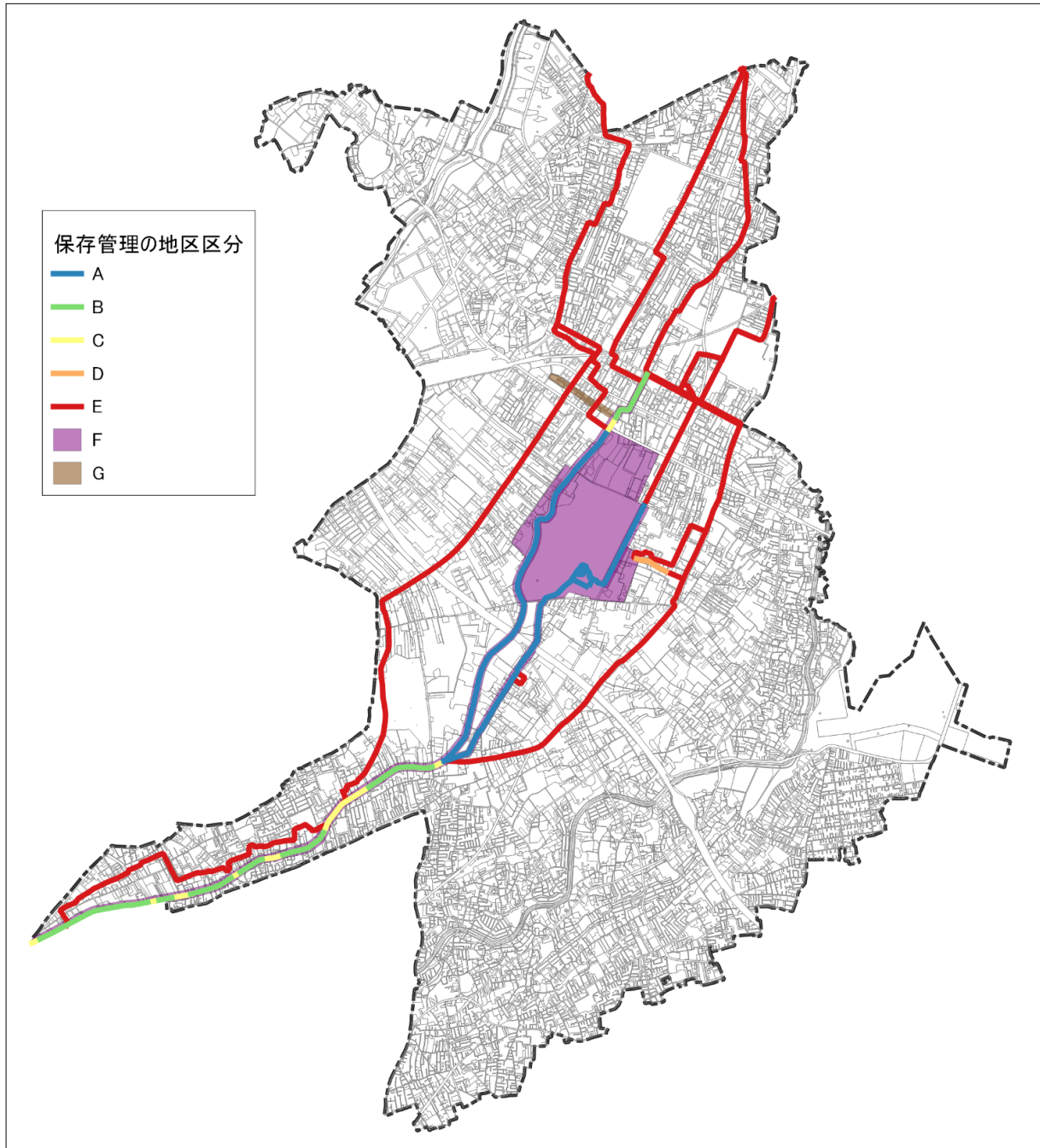
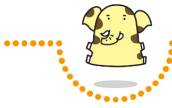


図 50：野火止用水の指定区分

## (2) 史跡指定範囲（A・B・C地区）の取扱方針及び取扱基準

A・B・C地区は、埼玉県文化財保護条例の規定に基づき指定された史跡に当たる地区であり、土地所有者等の理解と協力のもと、史跡として適切に維持管理される必要がある。

野火止用水の現状には、都市計画の区域区分が大きく影響している。用水沿いでは、おおむね西堀分岐点から上流は市街化区域、下流は市街化調整区域となっており、開発行為等の制限が変わるため、周辺の景観も異なる。昭和45年（1970）の区域区分決定後、用水沿いにおける区域区分の大きな変更はなく、市街化区域に当たる上流域では用水の縮小・廃絶や暗



渠化が進み、市街化調整区域に当たる下流域では比較的用水の遺存状態が良い。さらに、下流域には国指定天然記念物平林寺境内林や農地もあり、新田開発によって生まれた景観の一体性がある。

水路敷の幅については、実態に即して現状の水路敷を基本に、隣接する土地との官民境界や道路境界（認定道路幅員）を用いるものとする。ただし、土あげ敷については、従来の考え方を基本とするが、土あげ敷や築堤が現存する部分、かつての土あげ敷の範囲が歩道や植栽帯として整備されている部分と、削平され現状をとどめていない部分を区分して取り扱う。将来的には範囲確認調査を継続することで、指定範囲の変更について検討する。

本計画におけるA・B・C地区の区分及び取扱いは、旧計画における取扱基準を基本的に継承している。その上で、区域区分と用水の現状、周辺の景観を考慮して一部区間の修正を行いつつ、現存する用水の転換点である西堀分岐点を基準とした。本計画における史跡の地区区分は下表のとおりである。

表 10：本計画における地区区分の現状と区間（A・B・C地区）

地区	主な現状	区間
A	素掘り	西堀分岐点から国道 254 号まで（本流）
	築堤	西堀分岐点から新座市役所前まで（平林寺堀）
B	杭護岸	西堀分岐点より上流にある開渠区間（本流）
	親水空間	国道 254 号から県道新座・和光線まで（本流）
C	暗渠	西堀分岐点より上流にある暗渠区間
		国道 254 号から県道新座・和光線までの暗渠区間

これらの地区内では、史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、埼玉県文化財保護条例第 35 条の規定に基づき、県教委等の許可が必要となる。

なお、遺構に影響を与える恐れのない日常生活に必要で軽微な行為（日常的な維持管理）は、現状変更に当たらない行為である。

新座市はA・B・C地区内における史跡の適切な保存管理を行うものとする。

現状変更に当たっては、緊急の場合を除き、市教委と十分な事前協議を行うこととする。また、現状変更行為が許可された場合は、文化財保護法第 93 条・94 条の規定に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における必要な措置を講じるものとする。

なお、A・B地区における左右の土あげ敷の範囲について、削平されている部分については、C地区の基本方針に基づくものとしつつ、個別の状況に応じて判断する。

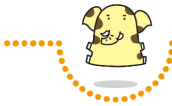
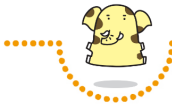


表 11：史跡指定範囲内（A・B・C地区）項目別地区別取扱方針

□県許可・□市許可・□申請不要

	A地区	B地区	C地区
基本方針	原則として、用水の現状変更を認めない。	公共性が特に強いと考えられる現状変更のみ認める。	公共事業や住民の生活の利便性を維持するものについて現状変更を認める。
土地の改変	史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外は、原則として認めない。		
建築物	建築物の新築は、原則として認めない。		
	既存建築物の所在する敷地内で、史跡の範囲内において増・改築または除却は、史跡としての価値及び景観の保存に影響を及ぼさない場合に限り、協議を要する。		
	ただし、史跡・遺構への影響が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合や防災上やむを得ない場合はこの限りではない。	ただし、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもので、史跡・遺構への影響がなく、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合はこの限りではない。	
	撤去は、史跡への影響を最小限にとどめる形で認める。		
	日常的な管理、簡易的な補修（塗装などの小規模な修繕等で史跡としての価値及び景観の保存に影響を及ぼさない場合）は許可を要しない。		
工作物	工作物の新規設置は、原則として認めない。		
	更新及び撤去で設置の日から50年を経過したものは、史跡・遺構への影響を最小限にとどめる形で認める。		
	ただし、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要なもので、小規模かつ史跡に影響のないものに限り認める。		
	史跡整備に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設及び標柱・説明板などの設置は、遺構に影響のないよう図った上で認める。		
	更新は、維持管理上必要な場合で、史跡に影響の少ない軽微なものに限り認める。		
	撤去は、史跡・遺構への影響を最小限にとどめる形で認める。		
道路	道路の新設、拡幅は、原則として認めない。		
	ただし、史跡・遺構への影響が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合や防災上やむを得ない場合はこの限りではない。	ただし、史跡・遺構への影響が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合や防災上やむを得ない場合はこの限りではない。また、都市計画道路は、史跡・遺構への影響が最小限となるよう協議を行う。	
	改修は、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要な維持のため、史跡・遺構に影響のないよう配慮し、史跡としての価値の保全に大きく影響を及ぼさない場合はこの限りではない。		
	日常的な管理、簡易的な補修（路面の表層打ち替え・補修・街灯などの清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取換えは、許可を要しない。		





□県許可・□市許可・□申請不要

	A地区	B地区	C地区
埋設設備	埋設設備の新設は、原則として認めない。		
	ただし、史跡・遺構への影響が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合や防災上やむを得ない場合はこの限りではない。	ただし、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わる地下埋設物（電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物）の設置は、史跡・遺構への影響が最小限となるよう配慮する場合はその限りではない。	
	改修は、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わる地下埋設物（電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物）を、史跡・遺構への影響が最小限となるよう配慮することで認める。		
	撤去は、史跡・遺構への影響を最小限にとどめる形で認める。		
樹木	新たな植樹や草花の植栽は、法面保護等の史跡整備に必要なものを除いて、原則として認めない。ただし、史跡の価値が維持向上する計画において、史跡・遺構への影響がないよう図ったものに限り認める。		
	史跡整備に伴う抜根については、遺構に影響がないよう図った上で、史跡の価値が維持向上する計画において認める。		
	史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、史跡・遺構への影響が最小限になるよう配慮したものに限り認める。		
	日常的な手入れ（草刈り、支障枝剪定、枯損木や倒木の処理等）で土地の改変を伴わないものについては、許可を要しない。		
その他	上記以外の行為については、史跡の保存・管理、整備・活用、防災・安全に関わるもので、史跡・遺構への影響がなく、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合に限り、その都度、協議を行う。		

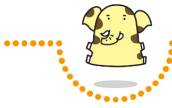
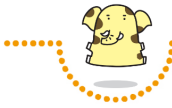


表12：史跡指定範囲における現状変更の取扱基準及び許可区分

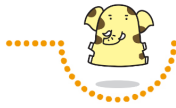
許可申請区分 と関係条例	行為の種類		想定される行為の 例	
	地区	内容		
埼玉県教育委員会 埼玉県文化財保護条例第35条	A, B, C	設置の日から50年を経過している建築物等の増・改築及び除却	水路橋、歩道橋等の改築、除却	
	A, B, C	既存の建築物の同範囲内で、新たに史跡に影響を及ぼさない建築物の増・改築	トイレ、東屋等の増・改築	
	A, B, C	設置の日から50年を経過している工作物の改修もしくは除却	橋の改修、除却	
	A, B, C	必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行為	切土・盛土等を伴う土地改変	
	A, B, C	現状の景観に大きな影響を及ぼす行為 土地の改変を伴う木竹の伐採・抜根	史跡整備のための植樹 枯損木の除却と法面の復旧	
	A, B, C	史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為	遺跡の保存目的の確認調査・発掘調査	
	A, B, C	史跡の価値に影響を及ぼさない道路の改修	既存道路の路盤工事、交差点の改良等	
	B, C	都市計画道路の新設	都市計画道路 3.4.11 放射7号線、3.4.14 保谷秋津線、3.4.13 練馬東村山線	
	A, B, C	その他、埼玉県文化財保護条例第35条ただし書き、同施行規則第24条に規定するものを除く現状変更又は保存に影響を及ぼす行為	史跡整備に伴う工作物の設置等	
新座市教育委員会 埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条	軽微な現状変更	A, B, C	3か月以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増・改築	仮設プレハブ等の設置
		A, B, C	工作物（建築物を除く）の設置・改修・除却（設置の日から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの）	既存フェンスの同規模・同位置における改修
		A, B, C	道路の舗装若しくは修繕（土地の形状変更を伴わないもの）	既存道路の舗装や修繕
		A, B, C	史跡管理に必要な施設（埼玉県文化財保護条例第33条に規定する史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設）の設置・改修	史跡の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設の設置・改修



許可申請区分 と関係条例	行為の種類		想定される行為の 例		
	地区	内容			
埼玉県教育委員会の 権限に属する事務処 理の特例に関する条 例第2条	A, B, C	埋設されている電線、ガス管、水管、 下水道管その他これらに類する工作物の 改修（土地の改修変更が最小限度のやむ を得ない程度を超えないもの）	既設電線、ガス 管、水道管、下水 道管等の改修		
	A, B, C	土地の改変を伴わない木竹の伐採（景 観に大きく影響を与えない範囲での樹木 等の伐採） 史跡整備に必要な植樹・植栽	木竹の伐採		
申請不要*	維持の措置	A, B, C	史跡がき損している場合の復旧、その 拡大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合 の除去等 史跡がき損している場合において、そ の価値に影響を及ぼすことなく当該史跡 をその原状（許可を受けて現状変更をし た場合においては、当該現状変更終了時 における原状）に復するとき。 史跡がき損している場合において、当 該き損の拡大を防止するための応急の措 置をするとき。 史跡がき損し、かつ当該部分の復旧が 明らかに不可能である場合において、当 該部分を除去するとき。	史跡の損壊箇所へ 盛土による保護や 土嚢の設置など	
		非常災害のため 必要な応急措置	A, B, C	非常災害時、もしくはその発生が予想 される場合に緊急的に取られる応急措置	倒壊した工作物の 除去 倒木等の伐採・除 去 破裂、破断等によ り著しく破損した 地下埋設管の除却
			日常的な維持管理の行為	A, B, C	日常的な維持管理の行為
A, B, C	既存建築物・工作物の日常的な維持管 理・補修	簡易な案内板の設 置			
A, B, C	樹木の維持管理（土地の改変を伴わ ないもの）	外壁の塗替え、屋 根の塗装等 資材等の仮置き			
A, B, C	所有物の維持管理（土地の改変を伴 わないもの）	日常的な枝の剪 定・除去 除草、防草、簡易 な草花の植栽など			

\* 申請不要であるかの判断は、市教委との協議を経て行うこと。

また、現状変更許可申請が不要な行為であっても、き損届・終了届等の手続が必要となる場合がある。



### (3) 史跡指定範囲外（D・E・F・G地区）の取扱方針

D地区は、今後保護を要する範囲に当たる地区である。土地所有者等の理解と協力のもと、将来的な史跡の追加指定と公有化を推進する必要がある。開発等の行為に対しては、史跡に準じた扱いとし、積極的な保存を図るものである。

表 13：史跡指定範囲外における現状変更の取扱い

	D地区	E地区	F地区	G地区
基本方針	将来的な史跡の追加指定と公有化を推進する必要がある。	野火止用水の水路跡を周知の埋蔵文化財包蔵地として、試掘調査によって水路跡の所在を確認する。	史跡周辺に存在する良好な景観を維持する。	史跡の活用を促進するために、現状を維持する。
土木工事等	<p>事前協議を行う。</p> <p>追加指定予定地の公有地化や計画変更等の相談を行う。</p> <p>文化財保護法第93条・94条に基づき、土木工事等に先立ち届出・通知を行う。</p> <p>試掘調査により、史跡範囲を明らかにし、再度、計画変更等の保存協議を行う。</p>	<p>文化財保護法第93条・94条に基づき、土木工事等に先立ち届出・通知を行う。</p> <p>試掘調査の結果、埋蔵文化財の所在が確認された場合には、保存協議を行う。</p>	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地の照会を行い、野火止用水以外の包蔵地については、文化財保護法第93条・94条に基づき、土木工事等に先立ち届出・通知を行う。</p>	
	新座市景観条例及び屋外広告物条例に基づき、必要な手続を行う。			

E地区は、かつて水路が存在した区間である。現在は道路や歩道の一部、民有地となった場所もあるが、廃絶に当たり、水路形態が失われたかが定かではない。そのため、周知の埋蔵文化財包蔵地として増補し、試掘調査によって水路跡の所在を確認するものとする。水路跡が発見された場合は、現状保存を優先するが、やむを得ない場合は発掘調査による記録保存を行う。

F地区は、史跡周辺に存在する周辺環境である。野火止用水の開削に伴って生まれた、短冊形地割・屋敷林・畑・雑木林の歴史的な景観であり、地域の生業を伝えるものである。新座市景観条例や新座市屋外広告物条例において、他の地域より厳しい制限をかけることで、良好な景観を維持していく。

G地区は、新座駅南口及び新座駅南口第2土地区画整理事業によって、本流から新座駅南口に向かって新設された水路と歩道である。駅前から史跡に至るまでの導線として活用し、新座市景観条例において、他の地域より厳しい制限をかけることで、良好な歩行空間を維持していく。

なお、AからGまでの地区区分が交差・重複する箇所がある場合については、より保護が





強い地区区分を適用するものとする。

#### (4) 追加指定と公有化の推進

史跡の将来にわたる適切な保存のために、史跡の追加指定と公有化を推進していく必要がある。前項で示した地区区分のうち、D地区については土地所有者等の理解を得て追加指定を目指す。

#### (5) 水利権の維持

野火止用水に不可欠な水を確保するため、使用組合が有する水利権を維持する。また、高度処理水を流すという暫定的措置を維持しながらも、多摩川からの自然通水の再開を目指すため、上流部の東京都側6市と検討を行う。

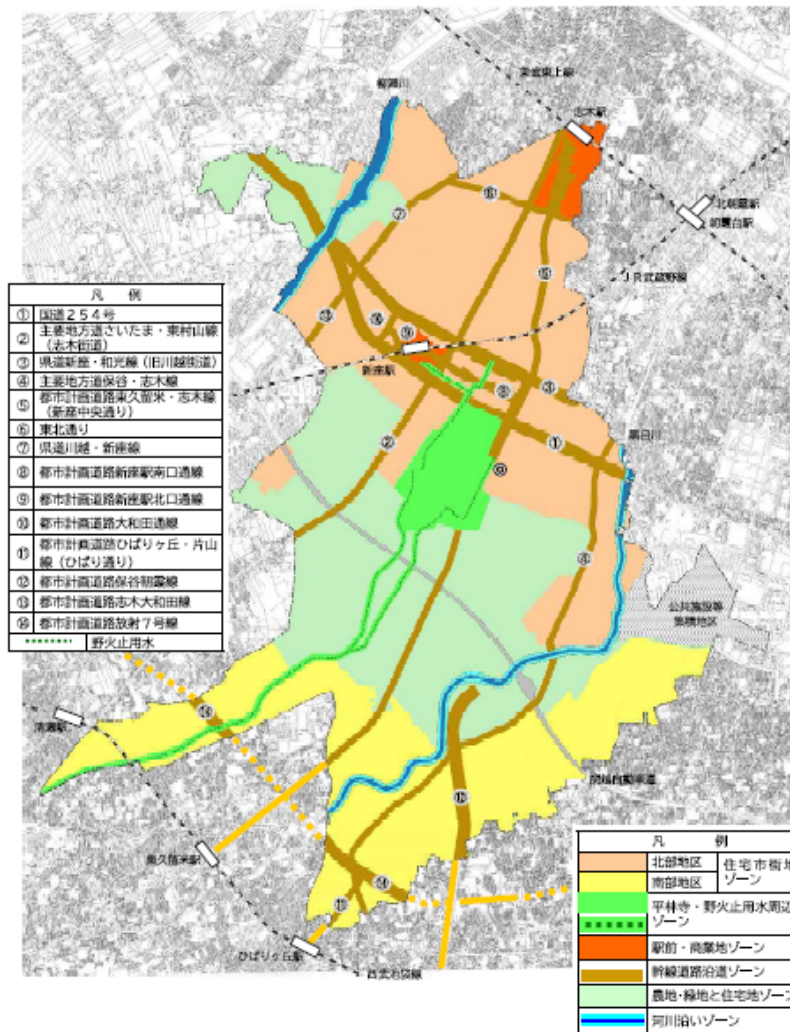
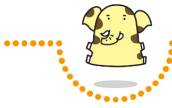


図51：景観ゾーン区分（『新座市景観計画』）  
（平林寺・野火止用水周辺ゾーンが F・G地区に当たる）

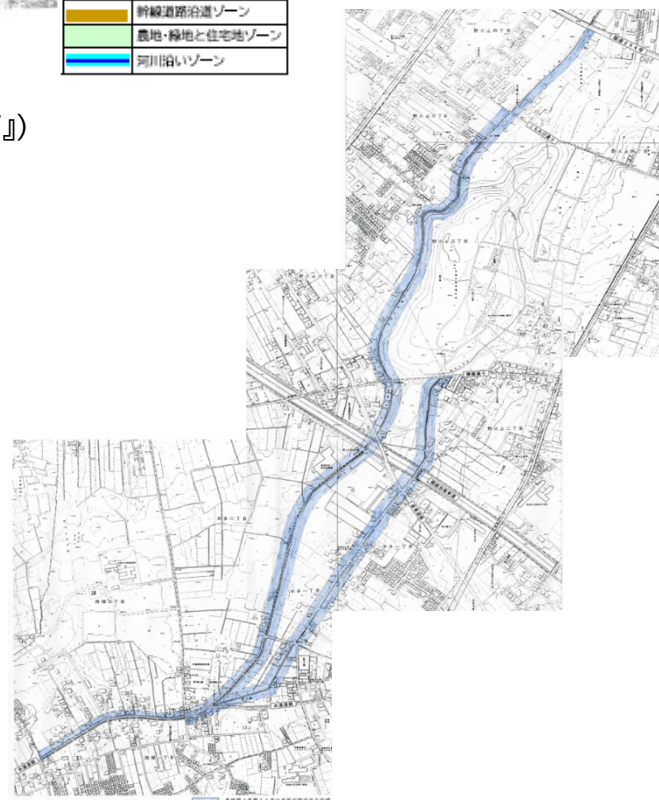
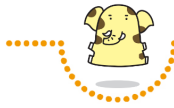


図52：屋外広告物禁止区域  
（新座市屋外広告物条例第4条 第11号の市長が指定する区域。別紙1・2・3を結合した）



## (6) 史跡の維持管理

史跡野火止用水では、用水とそれを取り巻く環境を構成する諸要素を包括した一体的な保存が不可欠である。水路の維持のために行う腐食した護岸杭の交換や土のうの補填等、史跡とその周辺では日常的な維持管理を適切に行う。史跡内及び周辺の草刈りや剪定、ゴミ回収については、市民の協力を得ながら、美観の維持に努める。これら以外の維持管理行為として、やむを得ず史跡の現状を変更する行為、又は史跡の保存に影響を及ぼす行為を行う場合については、現に水路として利用されていることから、史跡の土地所有者のうち、一部の法人・個人、隣接地の所有者等の関係者、庁内関係各部局等と連携し、県教委の指導・助言を仰ぎ、適切な手続きを遺漏なく遂行できるよう行う。

## (7) 地域住民との共存

史跡指定範囲のうち、特にB・C地区においては、住宅が隣接しているため、史跡についての理解を得ながら共存していくことを目指す。そのためには、史跡に関する情報を積極的に発信するとともに、適切に対話の場を設け、十分に意見を交換しながら保存管理を行う。

## (8) 調査・研究の継続と資料の保管・公開

史跡を適切に保存するための基礎的情報の取得を目的として、歴史・民俗・自然等の視点で本質的価値の顕在化に資する調査・研究を長期的に実施する。調査・研究の成果は広く発信するとともに、アーカイブとして体系的に保管し、公開していく。また、調査・研究の成果を史跡の保存管理に還元し、共有し、総合的に史跡の価値や魅力を活用できるよう努めることとする。

## (9) 緊急対応

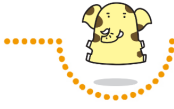
大雨による法面や護岸の崩落拡大防止や交通事故への対応等、緊急的に取られる応急措置については申請不要である。ただし、史跡への影響を最小限に留めるよう配慮し、可能な限り行為の記録を残すものとする。

## (10) 崩落危険箇所

様々な要因で法面や護岸のき損が発生した場所のうち、建物や道路が隣接していて、早急な対応をしなければ市民生活に損害をもたらす恐れの高い箇所を「崩落危険箇所」とする。このような箇所については、応急的な崩落防止措置を行いながら、再発防止に向けて周辺の道路・植栽等を含めた整備・再整備を検討する。

## (11) 都市計画道路

史跡と交差する3路線の都市計画道路が計画決定されており、そのうち新座都市計画道路3・4・11放射7号線は事業認可されている。また、その他の道路についても、隣接する東京都内で順次整備が進められており、将来的には事業認可される可能性が高い。これらの路



線については、史跡との交差部において事前に調査を実施し、記録を作成するとともに、史跡への影響を最小限度に抑える。また、当該箇所が史跡であることを市民に伝える表示を行うものとする。